

会員慶弔見舞金等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人千葉県看護協会（以下「協会」という。）の会員（以下「会員」という。）及び関係者、関係団体等の慶弔に関し、必要な事項を定める。

(祝金)

第2条 祝金は次に該当するものについて祝金・祝電を贈ることができる。

- (1) 会員の受賞
- (2) 関係団体の大会等の行事、記念式典、会館の落成式等
- (3) 看護学校の入学式、卒業式
- (4) その他、協会の会長（以下「会長」という。）が特に認めたもの

2 祝金の金額等は社会経済状況によりその都度定める。

(弔慰金)

第3条 弔慰金は、会員及び関係者の死亡に際して、香典として供えるものとする。

- (1) 会員
- (2) 会員以外で協会に対し多大なる貢献をした者
- (3) その他会長が必要と認めた場合

2 香典の額は、10,000円とする。

3 その他会長が認めたときは弔電・生花等を贈ることができる。

(傷病見舞金)

第4条 会員が協会の事業の執行に起因する傷病を受け、7日以上入院加療をしたときは傷病見舞金を給付する。

2 前項の場合の金額等は理事会で決定する。

(災害見舞金)

第5条 会員が、火災、風水害、震災、その他これに類する災害により、現に居住し、本人又は同居の家族が所有する建物（住宅）に損害を受けた場合に

は、次の区分に応じて見舞金を給付する。

- (1) 全焼又は全壊等 50,000円
- (2) 半焼又は半壊等 30,000円
- (3) 傾斜 20,000円
- (4) 床上浸水 20,000円

2 その他被害状況により、必要と認められる場合は理事会で決定する。

(報告手続き等)

第6条 第3条、第5条の見舞金は別紙様式第1号様式及び第3号様式により地区部会長からの報告によるものとする。

2 第4条の規定による見舞金は別紙様式第2号様式により地区部会長又は当該事業の責任者からの報告によるものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1 この規定は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成5年4月1日慶弔見舞金規程は廃止する。